

社会保険の扶養と国民健康保険の医療費節約術

社会保険の扶養

1. 会社などの健康保険の扶養になるためには

国民健康保険は、他の健康保険に加入することができない人のための保険です。会社などの健康保険に加入している方（被保険者）と同居している方は、扶養になることができるか被扶養者認定の基準を確認しましょう。（右参照）

※認定の基準は一律ではなく生活の実態や実情により総合的に判断されます。健康保険によっては基準が異なる場合がありますので、会社の担当者に聞いてみましょう。



2. 国民健康保険税と会社等の健康保険料の違い

国民健康保険税は加入者にかかる所得割、人数割、世帯割を算定根拠に世帯主に課税されますが、会社等の健康保険料は何人扶養となっても、被保険者の保険料は変わりません。

●被扶養者認定の基準

(1)扶養範囲

- ①配偶者、子、孫および兄弟姉妹、父母、祖父母などの直系尊属
- ②同居している3親等内の親族（伯叔父母、甥姪とその配偶者など）

(2)収入要件

年間収入130万円未満（60歳以上または障がい者の場合は、年間収入180万円未満）かつ

- ①同居の場合：収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満
- ②別居の場合：収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

3. 健康保険の扶養と所得税（町県民税）の扶養

健康保険の扶養と所得税の扶養は一致する必要はありません。健康保険の被扶養者になっても、所得税の扶養について同一の方の被扶養者として申告する必要はありません。

国民健康保険の医療費節約術 ～1人ひとりの適正受診が医療費を節約します！～

病気の早期発見で重症化を防止



生活習慣の改善や早期発見・治療のためにも毎年特定健康診査・特定保健指導を受けましょう。

かかりつけ医をもつ



かかりつけ医とは、自分や家族の病歴や体質などを把握してくれている身近なお医者さんです。

時間外受診や休日受診は控える



割増料金がかかります。やむを得ないとき以外は、通常の診療時間に受診しましょう。

お薬手帳は1冊にまとめる



受診の際は、お薬手帳を提示し、薬の重複や飲み合わせなどをチェックしてもらいましょう。

ジェネリック医薬品を利用する



ジェネリック医薬品とは、新薬より安価で、同等の効能・効果を持つお薬です。

時間外受診や休日受診をするべきか迷ったときは

山形県救急電話

- 利用時間：19:00～翌日8:00
- 電話番号：15歳未満は☎#8000
15歳以上は☎#8500

■問合せ：税務町民課国保係☎0234-42-0152

1/23 イベントは中止だけど……風車村でゲレンデ遊び



風車村に整備されたゲレンデやかまくらが出現！コロナ禍でイベントはできませんでしたが、庄内地区に住む家族連れがそり遊びや雪だるま作りを楽しみました。

2/3,4 余目中学校2年生 総合学習で学んだ「友好町南三陸町」



リモートで各教室をつなぎ、各クラスごと工夫を凝らして発表。南三陸町の東日本大震災での状況や復興などについて、一人ひとりが調べて感想を発表しました。

2/4 来年へ向けて盤石の備え 雪灯籠作成



立谷沢公民館前の雪灯籠は、本来は地域の冬まつりに合わせて作成する予定でした。来年に備えて作り方を学び、夜には温かなろうそくの光が灯りました。

2/8 立川総合支所改修整備事業 報告会



複合施設にリノベーションする改修工事の実設計の内容や来年度の工事に伴う引っ越し先、今後のスケジュールなどが報告されました。

★このほかにも、町ホームページの「しょうない写真館」に町の問題を掲載しています。

令和3年度庄内町成人式のご案内

令和3年8月15日より延期している令和3年度庄内町成人式を以下の日程で開催します。

●日時：4/30(土) 14:00～（受付：13:00～）

●場所：響ホール

●内容：式典、記念撮影、実行委員会企画イベント

●対象：平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方

※対象の方に、3月中に開催案内を送付予定です。なお、対象の方には令和3年7月に成人式の延期案内を送付しており、今後送付する開催案内も同じ住所に送付予定です。7月に延期案内が届かなかった方、または送付先の変更を希望する方は、3月11日(金)まで問合せ先にご連絡ください。

※今後の情勢によって延期・中止の場合があります。詳細は町HPでお知らせします。

■問合せ：社会教育課社会教育係☎0234-43-0183